

参加にあたっての注意事項

本件は、「複数年にわたる委託契約におけるスライド条項（賃金水準の変動を反映した契約金額の変更）」を適用する契約です。

厚生労働省「毎月勤労統計調査」等に一定以上の変動がみられた場合に、2年目以降の契約金額を変更することができます。

変更金額の算出方法等は、「賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項1条第1項に係る特記仕様書」に定めるとおりです。

契約変更にあたっては、委託者と受託者で変更金額等について協議を行います。協議の請求書は、履行開始日から12か月経過後（2回目以降は前回スライドから12か月経過後）以降に提出してください。